

返戻金制度について

株式会社シャインスタッフ
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-300135

当社は、下記の通り、仮戻金制度を設けております。

記

当社の紹介により入社した求職者について、入社後3ヶ月以内に自己都合を理由に退職された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合20%

※返戻金制度は有料職業紹介「人材紹介手数料に関する契約書」により別の定めをする場合があります。

以上